

(案)

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
農林水産大臣 様
原子力経済被害担当大臣 様
原子力損害賠償支援機構担当大臣 様
東日本大震災復興対策担当大臣 様

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

平成23年9月2日

福島県原子力損害対策協議会

会長	福島県知事	佐藤雄平
副会長	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	
		会長 庄條徳一
副会長	福島県商工会連合会	会長 田子正太郎
副会長	福島県市長会	会長 福島市長 瀬戸孝則
副会長	福島県町村会	会長 西郷村長 佐藤正博

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

原子力発電所事故の発生から半年が経過しようとしているが、未だに収束の途上であり、原子力災害は、県内全域に甚大な損害を生じさせている。

今も多くの県民が、放射線による危険を回避するために避難を余儀なくされ、仮設住宅等で不安な生活を送り、事業者は事業再開に向けて懸命に踏み出そうとしているが、再起の見通しは陰しく、極めて厳しい状況に置かれ続けている。

こうした中、去る8月5日、原子力損害賠償紛争審査会において「中間指針」が策定されたが、福島県の被害を十分に反映したものとはなっていない。

我々が第一に望むことは、3月11日の事故以前の生活に戻ることであり、本件事故によって福島県民が被った様々な損害は、すべて賠償されることが大原則である。

東京電力は、9月中の請求受付、10月中の支払い開始を目指すことを表明したところであるが、原子力災害の原因者であることを忘れず、「中間指針」に明記されていない損害についても幅広く賠償の対象とすべきであり、国は、原子力発電を国策として推進してきた責任の下で、最後まで確実な救済を果たすべきである。

よって、200万人県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と下記についての確実な対応を強く要望する。

記

1 被害の実態に見合った確実かつ迅速、十分な賠償

原子力災害に伴う損害は、長期にわたり、県内全域で様々な分野に及んでいることから、これまでに被った、そして今後被るであろう損害について幅広くとらえ、国の責任の下で、被害の実態に見合った確実かつ迅速、十分な賠償等を行うこと。

2 風評被害、間接被害等の経済的損害

- (1) 風評被害については、原子力発電所事故との相当因果関係を個別の立証により求められることのないよう、損害の範囲をより幅広くとらえ、賠償の対象となる損害の更なる類型化を進め、「指針」に明確かつ具体的に反映させること。
- (2) 風評被害を最小にとどめるため、事業者のそれぞれが努力して実施している風評被害対策に要する費用も確実に賠償の対象となるよう「指針」に明確に示すこと。
- (3) 間接被害は、県内全域であらゆる事業者が生じており、営業、取引等の範囲は、地理的にも限定されていることが一般的であり、賠償の対象とする要件として、調達先等の「代替性」がないことを厳しく求めることは実態に則していないことから、早急に「指針」の見直しを行うこと。
- (4) 間接被害に伴い代替品を確保するために要した追加的費用についても、確実に賠償の対象となるよう「指針」に明記すること。
- (5) 経済的損害は、業種によって受注や調達等の活動地域が限定されるなどの特殊性があることを十分に踏まえ、更なる類型化を行い「指針」に具体的に示すこと。

3 検査・除染費用等

放射線による汚染は、政府による避難等指示区域を越えて広範囲に生じているため、すべての県民の検査費用、県内全域における財物等の検査、除染に伴う費用、さらには、放射線による健康被害を回避するための対策に要する費用について、確実に賠償等の対象となるよう「指針」に明確に反映させること。

4 精神的損害、自主避難

(1) 精神的損害

ア 原子力災害に伴い県内あまねく被っている精神的な苦痛は、一般的・抽象的不安感や危惧感にとどまらない蓋然性の極めて高い損害であることを「指針」に明確に反映させ、避難をすることができずに滞在している者も含め、県内全域、すべての県民を賠償等の対象とし、賠償の認否に当たって、個別事情による判断に委ねられることのないようにすること。

イ 「中間指針」で示された損害額の算定方法については、被害者の実態に見合った賠償となるよう、避難先による区分の見直しを行い、損害の基準額を引き上げ、一律に一定額の算定とし、高額的生活費については、個別に確実な賠償がなされるようにすること。

ウ 原子力発電所事故が未だに収束の途上にあつて、避難の長期化に伴う不安や焦燥感、将来に対する絶望感など、精神的な苦痛は日ごとに増大していくものであり、また、仮設住宅等への移転に伴い生活費が更に増加すること等を十分に踏まえ、精神的損害の基準額を期間の経過に応じて減額するのではなく、むしろ増額させていくよう、「中間指針」の考え方を早急に見直すこと。

エ 緊急時避難準備区域では、引き続き自主的な避難が求められているにもかかわらず、「中間指針」において、6月20日以降に避難を開始した者（子ども、妊婦、要介護者、入院患者等を除く）を対象外としていることは、整合性がとれていない。政府は今現在も自主的な避難を求めているのであるから、平穏な生活が阻害され続けている自宅等に滞在している者も含め、これに伴い生じる精神的損害について確実に賠償の対象とすること。

オ 避難等指示が解除された後においても、原子力発電所事故そのものが完全に収束し、除染の実施によって放射線の被曝に対する不安がなくなるまで、その間の精神的苦痛についても賠償等の対象とすること。

(2) 自主避難

放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が合理性を有しているとして県内全域の風評被害を賠償すべき損害と認めることとした考え方を十分に踏まえ、自主避難に要する費用について確実に賠償等の対象にすること。

5 避難等区域の見直し

緊急時避難準備区域の解除、特定避難勧奨地点の設定等、避難等区域の見直しに当たっては、地域住民に混乱を生じさせないことを第一に、引き続き避難等を余儀なくされ、又は新たに避難等を求められる住民はもとより、避難等指示の解除に伴い帰宅する住民に対する生活支援に万全を期すとともに、避難等の実態に見合った十分な賠償等を行うこと。

6 長期的な視点に立った賠償と終期の設定

原子力発電所事故が収束し、又は政府等による避難指示や出荷制限指示等が解除された後であっても、被害者の生活や事業の立て直しには相当の期間を要することから、被害者のそれぞれが生活や事業の再建を果たすことができるまで、その間に必要となる様々な費用について確実に賠償等の対象とするとともに、賠償の終期までは十分な期間を設定すること。

7 生命・身体的損害

放射線被曝による健康被害や避難等に伴う健康状態の悪化など、原子力発電所事故に起因して被った生命・身体的な損害については、幅広くかつ長期的にとらえ、最後まで确实、十分に賠償等がなされるよう「指針」に明確に示すこと。

8 損害賠償請求手続き

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律に基づき和解の仲介等を行う「原子力損害賠償紛争解決センター」及び原子力損害賠償支援機構法に基づく相談窓口については、被害者の申請等における利便性に配慮し県内の複数箇所に設置するなど、被害者に負担なく円滑に賠償等の手続きを行うことができるようにすること。
- (2) 損害賠償の請求においては、訴訟によることなく、直接交渉や和解の仲介により、被害者が十分に納得できる合意に導くことができるようにすること。

9 地方公共団体の損害

原子力発電所事故に起因して地方税収に減収が生じていることは明らかであることから、当該減収分を賠償等の対象とし、地方公共団体が本件事故に伴って実施した様々な事業についても確実に賠償等の対象となるよう「指針」に明確に反映させること。

10 特別法（原子力損害賠償）の制定

今般の原子力災害は、歴史的にも類を見ない甚大な災害であり、様々な分野で広範囲かつ長期的に損害を生じさせていることから、現行法の枠組みにとらわれることなく、特別法の制定等により、被害者の実態に見合った十分な賠償等を行うこと。